



鳥取県公報

平成15年7月18日(金)
第7502号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	種畜証明書の交付 (461) (畜産課)	1
	土地改良事業の協議の適否の決定 (462) (耕地課)	8
	県道の区域の変更 (463) (道路課)	8
	県道の供用の開始 (464) (")	8
選管告示	選挙管理委員会の招集 (56)	9
教委告示	平成16年度鳥取県立高等学校通信制課程における入学者選抜の 実施 (18) (高等学校課)	9
公 告	平成15年度林業改良指導員資格試験の実施 (林政課)	10
	平成15年度鳥取県職員採用試験 (高校卒業程度) (人事委員会事務局任用課)	12
	平成15年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験 (短大卒業程度) (")	14
	平成15年度鳥取県警察官採用試験 (高校卒業程度) (")	16
調達公告	一般競争入札の実施 (警察本部会計課)	18

告 示

鳥取県告示第461号

家畜改良増殖法 (昭和25年法律第209号) 第8条第1項の規定に基づき、同法第4条第1項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通報を受けたので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

種畜証明書番号	名前	品種	生年月日	産地	血統		級別	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平15 鳥取県1 第1号	B912	雑種	平成12年 10月5日	岩手県 気仙郡 住田町	0057BAE	0825BNZ	級外	西伯郡西伯町 有限会社山水園
平15 鳥取県1 第2号	B914	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第3号	B974	"	平成12年 11月9日	"	1189BAB	0414ANZ	"	"

平15 鳥取県1 第4号	B979	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第5号	B980	"	平成12年 11月9日	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第6号	OR902	"	平成13年 1月12日	"	0093BAB	0955ANZ	"	"
平15 鳥取県1 第7号	OR903	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第8号	OR929	"	平成13年 3月2日	"	"	0982ARZ	"	"
平15 鳥取県1 第9号	OR931	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第10号	W3	"	平成14年 1月14日	"	0057BAE	1174ASZ	"	"
平15 鳥取県1 第11号	W4	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第12号	W8	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第13号	W9	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第14号	W10	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第15号	W21	"	平成14年 3月18日	"	0097BBC	1517APZ	"	"
平15 鳥取県1 第16号	W22	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第17号	W25	"	"	"	1587BAB	1672APZ	"	"
平15 鳥取県1 第18号	W26	"	"	"	0097BBC	1517APZ	"	"

平15 鳥取県1 第19号	W27	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第20号	W36	"	"	"	1587BAB	1497ANZ	"	"
平15 鳥取県1 第21号	照勝美	黒毛 和種	平成12年 8月2日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	勝美	ちよぎく3	2級	東伯郡赤碕町 独立行政法人家畜改 良センター鳥取牧場
平15 鳥取県1 第22号	糸北波	"	平成12年 9月28日	"	茂糸波	つえきた515	1級	"
平15 鳥取県1 第23号	舞忠1304	"	平成13年 2月24日	"	茂波	たださと	2級	"
平15 鳥取県1 第24号	優横1314	"	平成13年 3月16日	"	茂勝	つえきた515	"	"
平15 鳥取県1 第25号	昭横1335	"	平成13年 4月13日	"	茂重桜	"	"	"
平15 鳥取県1 第26号	関横1340	"	平成13年 8月6日	"	松福美	"	"	"
平15 鳥取県1 第27号	重谷1346	"	平成13年 8月22日	"	茂重波	たにひめ	"	"
平15 鳥取県1 第28号	琴繁1351	"	平成13年 8月30日	"	北仁	ふじかげ1142	"	"
平15 鳥取県1 第29号	哲塵1353	"	平成13年 9月8日	"	忠菊	ちかこ	"	"
平15 鳥取県1 第30号	百合方1355	"	平成13年 9月16日	"	菊百合	のりてる2	"	"
平15 鳥取県1 第31号	平梅1360	"	平成13年 9月30日	"	平茂勝	ちえこ	"	"
平15 鳥取県1 第32号	院米1361	"	平成13年 10月1日	"	安福165の9	よしこ	"	"
平15 鳥取県1 第33号	平音1366	"	平成13年 10月9日	"	平茂勝	かずしげ534	"	"

平15 鳥取県1 第34号	平操1367	"	平成13年 11月20日	"	"	たかしげ	"	"
平15 鳥取県1 第35号	隼鶴1402	"	平成14年 2月16日	"	第5隼福	つるみ1	"	"
平15 鳥取県1 第36号	福長1403	"	平成14年 2月22日	"	福栄	ひめふく7	"	"
平15 鳥取県1 第37号	福朝1405	"	平成14年 2月24日	"	"	もりひら	"	"
平15 鳥取県1 第38号	王山1406	"	平成14年 2月24日	"	隼菊	くにひかり	"	"
平15 鳥取県1 第39号	院直1415	"	平成14年 3月1日	"	安福165の9	やよみ	"	"
平15 鳥取県1 第40号	哲雛1416	"	平成14年 3月2日	"	忠菊	はつひめ	"	"
平15 鳥取県1 第41号	駒忠1422	"	平成14年 3月13日	"	宮福茂	たださと	"	"
平15 鳥取県1 第42号	学荳1429	"	平成14年 3月18日	"	徳重波	ふくひら	"	"
平15 鳥取県1 第43号	幸君1436	"	平成14年 4月1日	"	金幸	きくつるみ2	"	"
平15 鳥取県1 第44号	笠八重1441	"	平成14年 4月23日	"	安平照	つるひめ5	"	"
平15 鳥取県1 第45号	智頭平茂	"	平成4年 7月20日	鳥取県 八頭郡 智頭町	東平茂	ちづたまふく	1級	東伯郡赤碕町 鳥取県畜産試験場
平15 鳥取県1 第46号	糸新鶴	"	平成4年 12月6日	鳥取県 西伯郡 岸本町	糸北鶴	いとしん	"	"
平15 鳥取県1 第47号	吉美土井	"	平成7年 3月11日	兵庫県 美方郡 村岡町	第2安鶴土井	よしみ	2級	"
平15 鳥取県1 第48号	峯勝	"	平成8年 9月21日	鹿児島県 薩摩郡 薩摩町	平茂勝	ふじよし1	1級	"

平15 鳥取県1 第49号	福安鶴	"	平成9年 3月7日	鳥取県 東伯郡 赤碕町	安福165の9	2いとにしま つ1	"	"
平15 鳥取県1 第50号	第1系茂勝	"	平成10年 1月14日	"	平茂勝	58まさこのこ	"	"
平15 鳥取県1 第51号	第2系茂勝	"	平成10年 2月13日	"	"	いとふじ8	"	"
平15 鳥取県1 第52号	第4系茂勝	"	平成10年 5月17日	鳥取県 八頭郡 智頭町	"	第5ひらざく ら	"	"
平15 鳥取県1 第53号	糸高森	"	平成10年 8月6日	"	高森	ちずたにいと	"	"
平15 鳥取県1 第54号	富士茂勝	"	平成10年 8月8日	鳥取県 西伯郡 西伯町	平茂勝	ふじもと2の 3	"	"
平15 鳥取県1 第55号	国平茂勝	"	平成11年 4月2日	鳥取県 八頭郡 智頭町	"	たにひろしげ 3	"	"
平15 鳥取県1 第56号	第2富士茂勝	"	平成11年 5月20日	鳥取県 日野郡 日野町	"	ふじしげ	"	"
平15 鳥取県1 第57号	鶴平茂	"	平成11年 8月19日	鳥取県 西伯郡 淀江町	智頭平茂	もりきく6	"	"
平15 鳥取県1 第58号	坂智頭	"	平成12年 4月10日	鳥取県 倉吉市	"	ゆきひめ	"	"
平15 鳥取県1 第59号	智頭平4の4	"	平成12年 4月13日	鳥取県 八頭郡 智頭町	"	おかもと4の 4	"	"
平15 鳥取県1 第60号	茂波3	"	平成12年 12月15日	鳥取県 鳥取市	茂重波	やえこ3	2級	"
平15 鳥取県1 第61号	金平勝	"	平成12年 12月17日	"	平茂勝	かねこ5の2	1級	"
平15 鳥取県1 第62号	重安福	"	平成13年 2月1日	"	安福165の9	いとやすつる	"	"
平15 鳥取県1 第63号	智頭鶴	"	平成13年 2月9日	鳥取県 倉吉市	智頭平茂	第12やまもと	"	"

平15 鳥取県1 第64号	第12平桜	"	平成13年 3月27日	鳥取県 八頭郡 智頭町	高森	第5ひらざく ら	"	"
平15 鳥取県1 第65号	宮晴桜	"	平成13年 3月25日	鳥取県 鳥取市	茂重桜	みやはる3の 7	2級	"
平15 鳥取県1 第66号	万桜8	"	平成13年 4月5日	鳥取県 日野郡 溝口町	忠福	ばんざくら2	1級	"
平15 鳥取県1 第67号	安重波	"	平成13年 6月10日	鳥取県 鳥取市	茂波	ちづる	2級	"
平15 鳥取県1 第68号	安福2002	"	平成13年 7月24日	"	安福	たにみ	"	"
平15 鳥取県1 第69号	花安福	"	平成13年 10月15日	"	"	さわけだか	1級	"
平15 鳥取県1 第70号	安平照2	"	平成13年 10月18日	"	安平	てるふく	2級	"
平15 鳥取県1 第71号	鳥北国	"	平成13年 11月23日	"	北国7の8	やえこ3の8	1級	"
平15 鳥取県1 第72号	福茂勝	"	平成13年 12月16日	"	平茂勝	しげふく1	"	"
平15 鳥取県1 第73号	勝福栄	"	平成14年 2月21日	"	"	はるみ	"	"
平15 鳥取県1 第74号	鎌倉土井	"	平成13年 10月10日	鳥取県 西伯郡 西伯町	第2藤船	きみこ	2級	西伯郡西伯町 安部公三
平15 鳥取県1 第75号	トットリ エル 00 - 158	ランド レース 種	平成12年 3月21日	"	トットリ エル 98 - 567	トットリ エル 98 - 400	"	西伯郡西伯町 鳥取県中小家畜試 験場
平15 鳥取県1 第76号	トットリ エル 01 - 469	"	平成13年 7月28日	"	トットリ エル 99 - 707	トットリ エル 98 - 764	"	"
平15 鳥取県1 第77号	トットリ エフ 02 - 245	"	平成14年 5月19日	"	661 ウイルマ コバルト シー	トットリ エル 00 - 071	"	"
平15 鳥取県1 第78号	トットリ エフ 02 - 264	"	平成14年 5月20日	"	645 カール フ ァーリア ポ スマン	トットリ エル 99 - 638	"	"

平15 鳥取県1 第79号	9087 アワヨーク ハヤチネ 1301 - 8105 - 1 - 8	大ヨ クシャ -種	平成11年 8月12日	"	アワヨーク ニクシ 9 - 13 - 1	8105 アワ ハヤ チネ 4203 - 5058 - 6 - 7	"	"
平15 鳥取県1 第80号	ナガラヨーク 2000 - 7 - 10318	"	平成12年 1月26日	岐阜県美 濃加茂市 前平町	ナガラヨーク 97 - 1 - 10181	ナガラヨーク 96 - 6 - 20609	"	"
平15 鳥取県1 第81号	1119 ナガラ アワ 0151 - 063 - 2 - 12	"	平成13年 12月14日	鳥取県 西伯郡 西伯町	ナガラヨーク 2000 - 5 - 10151	063 アワ ハヤ チネ 1301 - 8112 - 3 - 7	"	"
平15 鳥取県1 第82号	1120 ナガラ アワ 0151 - 063 - 2 - 12	"	"	"	"	"	"	"
平15 鳥取県1 第83号	9014 サクラ 6680 - 4882 - 11 - 1	デュ ロツ ク種	平成11年 1月8日	"	サクラ 203 ナガノ 96 - 680	サクラ 202 ア ル マーラ シ ネマ 94 - 882	"	"
平15 鳥取県1 第84号	250 サクラ 8620 - 6657 - 8 - 8	"	平成12年 8月28日	"	サクラ 203 ナガノ 98 - 620	サクラ 203 ナガノ 96 - 657	"	"
平15 鳥取県1 第85号	サクラ 201 アイチ 00 - 170298	"	平成12年 11月21日	愛知県 岡崎市	サクラ 201 アキ 99 - 615 - 943	サクラ 201 アイチ 98 - 170134	"	"
平15 鳥取県1 第86号	004 サクラ 203 8620 - 8282 - 3 - 1	"	平成13年 1月9日	鳥取県 西伯郡 西伯町	サクラ 203 ナガノ 98 - 620	8282 サクラ 203 6680 - 6675 - 4 - 10	"	"
平15 鳥取県1 第87号	2042 サクラ ナガノ 8230 - 9659 - 6 - 3	"	平成14年 3月10日	"	8230 サクラ 7290 - 4882 - 10 - 8	サクラ 203 ナガノ 99 - 569	"	"
平15 鳥取県1 第88号	福王	黒毛 和種	平成10年 9月5日	鳥取県 八頭郡 河原町	糸晴	ちづたまふく	"	八頭郡河原町 谷口達雄
平15 鳥取県1 第89号	晃福	"	平成12年 3月1日	兵庫県 美方郡 村岡町	照長土井	ふくこ6	"	"
平15 鳥取県1 第90号	万作	"	平成13年 2月6日	福島県 双葉郡 葛尾村	安糸	めぐひめ	"	"
平15 鳥取県1 第91号	勝糸桜	"	平成13年 5月17日	北海道 沙流郡 日高町	第7糸桜	いしひろ	"	"
平15 鳥取県1 第92号	照崎土井	"	平成11年 6月12日	鳥取県 西伯郡 中山町	照長土井	さちこ	"	鳥取市南栄町 鳥取県畜産農業協 同組合

鳥取県告示第462号

大山町が行う土地改良事業（基幹水利施設管理事業大山山麓地区維持管理）の協議については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

2 縦覧に供する期間

平成15年7月18日から20日間

3 縦覧に供する場所

大山町役場

4 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第463号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月18日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
麻生国府線	変更前	岩美郡国府町大字岡益字中塚38地先から同町大字谷字奥ノ田156 - 2地先まで	7.2 ~ 21.5	192.0
	変更後	岩美郡国府町大字岡益字中塚38地先から同町大字谷字上前田149 - 17地先まで	12.6 ~ 21.5	200.0

路線名	区 間	変更前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府岩美線	岩美郡国府町大字谷字前田68 - 1地先から同大字字水越シ162地先まで	変更前	8.0 ~ 32.0	322.0
		変更後	9.5 ~ 50.0	330.0

鳥取県告示第464号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成15年7月18日から2週間鳥取県県土整備部道路課（鳥取市東町一丁目220）において一

般の縦覧に供する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
麻生国府線	岩美郡国府町大字岡益字中塚38地先から同町大字谷字上前田149 - 17地先まで	平成15年7月20日
鳥取国府岩美線	岩美郡国府町大字谷字前田68 - 1地先から同大字字水越シ162地先まで	"

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第56号

平成15年第7回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成15年7月18日

鳥取県選挙管理委員会委員長 中 村 碩 男

- 1 日時 平成15年7月22日(火)午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室
- 3 議題
 - (1) 平成15年度市町村選挙啓発担当者研修会について
 - (2) その他

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第18号

平成16年度鳥取県立高等学校通信制課程における入学者選抜を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

鳥取県教育委員会委員長 高 多 彬 臣

平成16年度鳥取県立高等学校通信制課程における入学者選抜

- 1 実施期日
平成16年3月1日(月)から同月26日(金)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の間の出願時に実施する。
- 2 検査内容

入学志願者全員に対し、面接を実施する。

3 選抜方法

合格者は、面接の結果及び調査書等を資料とし、総合的に判定する。

4 選抜結果の通知

選抜結果は、入学志願者全員に対して通知する。

公 告

鳥取県林業改良指導員資格試験条例（昭和33年鳥取県条例第11号）第2条の規定により、平成15年度林業改良指導員資格試験を次のとおり実施する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 試験の日時

平成15年10月9日（木）午前9時から

2 試験の場所

鳥取市尚徳町101 - 5

鳥取県立県民文化会館第5会議室及び第6会議室

3 試験の方法

(1) 試験は、筆記試験及び口述試験とする。

(2) 筆記試験は、林業改良指導員として必要な林業に関する技術及び知識について次の項目により行う。

必須項目	林業一般（林業経営、造林、森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械に関する基礎的知識）及び普及方法
選択項目	森林保護、森林機能保全、林産、特用林産及び林業機械のうち1項目

(3) 口述試験は、社会常識その他林業改良指導員として必要な能力について行う。

4 受験資格

次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

なお、(5)の認定を受けようとする者は、受験願書を提出する際に併せて受験資格認定申請書を提出すること。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（同法第69条の2に規定する短期大学（以下「短期大学」という。）を除く。）又は森林法施行令（昭和26年政令第276号）第10条の規定により農林水産大臣の指定する教育機関（以下「指定教育機関」という。）のうち林業改良指導員の養成を目的とし、その入学資格が短期大学の卒業生若しくはこれと同等以上の学力を有する者であることとされているもので、その修業年限が2年以上であるものにおいて林業に関する正規の課程を修めて卒業した者又は平成16年10月8日までに卒業する見込みの者

(2) 指定教育機関のうちその入学資格が短期大学の卒業生又はこれと同等以上の学力を有する者であることとされているもの（(1)に規定するものを除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、当該指定教育機関において修業した期間若しくはア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成15年10月9日までに2年以上に達するもの

ア 国、地方公共団体その他法人格を有する団体の林業に関する試験研究機関又は学校教育法による高等学

校その他これらと同等以上の教育機関における林業に関する試験研究又は教育

イ 国、地方公共団体その他法人格を有する団体における林業に関する技術についての普及又は指導

(3) 短期大学又は指定教育機関（(1)及び(2)に規定するものを除く。）において林業に関する正規の課程を修めて卒業した者で、(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成15年10月9日までに2年以上に達するもの

(4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定（以下「検定」という。）に合格した者で、卒業又は検定合格後(2)のア若しくはイの職務に従事した期間又はこれらの期間を通算した期間が平成15年10月9日までに6年以上に達するもの

(5) (1)から(4)までに掲げる者と同等又はそれ以上の学歴及び経験を有すると知事が認めた者

5 受験願書の受付期間

平成15年8月1日（金）から同月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。なお、郵送による場合は、平成15年8月28日（木）までの消印のあるものに限り受け付ける。）

6 受験願書の提出先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部林政課（持参又は郵送によること。なお、郵送は書留によることとし、封筒の表面に「願書在中」と朱書きすること。）

7 受験願書の添付書類

(1) 履歴書

(2) 4の(1)に該当する者にあつては、大学又は指定教育機関の卒業証明書又は卒業見込証明書

(3) 4の(2)に該当する者のうち指定教育機関において修業した期間が平成15年10月9日までに2年以上に達するものにあつては、指定教育機関の卒業証明書

(4) 4の(2)に該当する者のうち指定教育機関において修業した期間及び4の(2)のア又はイの職務に従事した期間を通算した期間が平成15年10月9日までに2年以上に達するもの（(3)に規定する者を除く。）にあつては、指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(5) 4の(3)に該当する者にあつては、短期大学又は指定教育機関の卒業証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(6) 4の(4)に該当する者にあつては、高等学校若しくは中等教育学校の卒業証明書又は検定の合格証明書及び4の(2)のア又はイの職務に係る勤務先の在職証明書

(7) 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像のもので縦4センチメートル、横3センチメートルの大きさのものとし、裏面に氏名及び撮影年月日を自署すること。）

8 受験手数料及び納付方法

受験手数料は、3,020円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

9 合格者の発表等

試験の合格者の氏名は、試験実施後1月以内に公表するとともに、当該合格者には合格した旨を通知する。

10 その他

(1) 試験に関して不正行為があった場合には、当該不正行為に関係のある者について、その試験を停止し、又はその合格を無効とする。

(2) 受験願書、履歴書及び受験資格認定書の用紙は、鳥取県農林水産部林政課において交付する。その交付を郵便により請求する場合は、120円切手をはった、あて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、鳥取県農林水産部林政課（電話0857 - 26 - 7298）、各地方農林振興局林業振興課又は各総合事務所農林局林業振興課に照会すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度）

2 試験の種類及び採用予定者数

試験の種類	採用予定者数
一 般 事 務	12名程度
土 木	3名程度
船舶乗組員(航海士)	1名程度
警 察 事 務	4名程度

(注) 採用予定者数については、今後の欠員等の状況により変更する場合がある。また、試験の結果によっては合格者がいない場合もある。

3 対象となる職

一般事務にあつては知事の事務部局等又は市町村立若しくは組合立の小学校、中学校若しくは県立学校に、土木及び船舶乗組員（航海士）にあつては知事の事務部局、企業局の事務部局等に、警察事務にあつては警察署等に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額133,920円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

(1) 年齢要件は、次のとおりであること。

ア 一般事務及び土木 昭和57年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者

イ 船舶乗組員（航海士） 昭和43年4月2日以降に生まれた者

ウ 警察事務 昭和55年4月2日から昭和61年4月1日までの間に生まれた者

(2) 船舶乗組員（航海士）の受験資格は、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）第4条第1項の規定による海技士（航海）に係る免許（以下「免許」という。）を受けた者又は平成16年3月31日までに受ける見込みの者であること。

(3) 一般事務、土木又は船舶乗組員（航海士）の試験を受ける者で日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

(注) 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

(4) 警察事務の試験を受ける者にあつては、日本国籍を有すること。

6 第1次試験

(1) 試験種目

ア 一般事務及び警察事務

教養試験（多肢選択式）及び適性試験（多肢選択式）

イ 土木及び船舶乗組員（航海士）

教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）

(2) 試験の期日

平成15年9月28日（日）

(3) 試験の場所

鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101

鳥取大学医学部 米子市西町86

7 第2次試験

(1) 試験の実施

一般事務、土木及び船舶乗組員（航海士）については、鳥取県人事委員会（以下「人事委員会」という。）が実施し、警察事務については、第2次試験以降の最終合格発表等の手続を含め、鳥取県警察本部が実施する。

(2) 試験種目

ア 一般事務、土木及び船舶乗組員（航海士）

作文試験、面接試験及び適性検査

イ 警察事務

作文試験、面接試験、適性検査及び健康診断

(3) 試験の期日

平成15年10月31日（金）

(4) 試験の場所

鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年10月9日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年11月13日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

(1) 一般事務、土木又は船舶乗組員（航海士）に係る最終合格者は、人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮しながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(2) 警察事務に係る最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

(3) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定であるが、欠員の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、船舶乗組員（航海士）の試験に合格した者であっても、平成16年3月31日までに免許を受けることができなければ、採用されない。

10 受験手続

(1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に所要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

なお、申込みができる試験の種類は、1つに限る。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年8月14日（木）から同月29日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送による申込みは、平成15年8月29日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局（〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857 - 26 - 7553）に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則（昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号）第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県公立学校栄養職員の採用試験について、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）

2 採用予定者数

4名程度

3 対象となる職

市町村立若しくは組合立の小学校若しくは中学校、県立の盲学校、聾学校若しくは養護学校又は学校給食センター（学校給食法（昭和29年法律第160号）第5条の2に規定する共同調理場をいう。）に勤務する行政職給料表1級の職員の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額143,232円のほか諸手当が支給される。なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金の設置並

びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

- (1) 昭和43年4月2日以降に生まれた者であること。
- (2) 栄養士法（昭和22年法律第245号）第2条第1項に規定する栄養士の免許を有する者又は平成16年3月31日までに取得見込みの者であること。
- (3) 日本国籍を有しない者にあつては、次のいずれかに該当する者又は平成16年3月31日までに該当する見込みの者であること。

ア 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者

イ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

（注）日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用される。

6 第1次試験

- (1) 試験種目
教養試験（多肢選択式）及び専門試験（多肢選択式及び記述式）
- (2) 試験の期日
平成15年9月28日（日）
- (3) 試験の場所
鳥取大学 鳥取市湖山町南四丁目101
鳥取大学医学部 米子市西町86

7 第2次試験

- (1) 試験種目
作文試験、面接試験及び適性検査
- (2) 試験の期日
平成15年10月31日（金）
- (3) 試験の場所
鳥取県庁 鳥取市東町一丁目220

8 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者
平成15年10月9日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。
なお、合格者には書面で通知する。
- (2) 最終合格者
平成15年11月13日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等にその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。
なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

- (1) 最終合格者は、鳥取県人事委員会が作成する採用候補者名簿に成績順に登載される。鳥取県人事委員会は、任命権者からの提示請求に従って最終合格者を成績順に提示する。任命権者は、欠員等の状況も考慮し

ながら、提示された者のうちから採用に係る審査等を行って採用者を決定する。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定であるが、欠員等の状況によってはそれ以前に採用することもある。

また、この試験に合格した者のうち、平成16年3月31日までに5の(2)に定める栄養士の免許を受けることができなければ、採用されない。

10 受験手続

- (1) 受験申込書の配布

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局及び日野総合事務所県民局並びに東京事務所及び大阪事務所において配布する。

- (2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

- (3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年8月14日(木)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。

- (2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

- (3) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

職員の任用に関する規則(昭和27年鳥取県人事委員会規則第11号)第17条第1項の規定に基づき、平成16年度に採用する鳥取県警察官の採用試験の実施について、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

1 試験の名称

平成15年度鳥取県警察官採用試験(高校卒業程度)

2 採用予定者数

10名程度

(注) 採用予定者数は、今後の欠員等の状況により変更される場合がある。

3 対象となる職

警察署等に勤務する公安職給料表1級係員(巡査)の職

4 給与

この試験に合格し、採用された者には、原則として給料月額149,625円のほか諸手当が支給される。

なお、当該給料月額は、雇用機会創出のための知事等及び職員の給与の特例、鳥取県雇用機会創出支援基金

の設置並びに職員の定数等の特例に関する条例（平成14年鳥取県条例第4号）第7条の規定による減額後の額である。

5 受験資格

昭和51年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた男性とする。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験することができない。

6 第1次試験

(1) 試験種目

教養試験（多肢選択式）

(2) 試験期日

平成15年9月21日（日）

(3) 試験の場所

鳥取県庁講堂 鳥取市東町一丁目220

鳥取県立米子コンベンションセンター 米子市末広町74

7 第2次試験

(1) 試験種目

作文試験、面接試験（個別面接）、適性検査、身体検査及び体力検査

なお、身体検査の検査項目及び基準は、次のとおりとする。

検 査 項 目	基 準
身 長	160センチメートル以上であること。
体 重	47キログラム以上であること。
胸 囲	78センチメートル以上であること。
視 力	両眼とも、裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。
色 覚	正常であること。
聴 力	正常であること。
一般内科系検査	正常であること。
四肢の運動機能	職務遂行に支障がないこと。

(2) 試験期日

平成15年10月27日（月）及び同月28日（火）

(3) 試験場所

鳥取県警察学校 鳥取市伏野46 - 5

8 合格者の発表

(1) 第1次試験合格者

平成15年10月9日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、合格者には書面で通知する。

(2) 最終合格者

平成15年11月13日（木）に県庁本庁舎、東部総合事務所、中部総合事務所、西部総合事務所及び日野総合事務所の1階掲示板等とその受験番号を掲示して発表するとともに、インターネット上の鳥取県のホームページ（とりネット）に掲載する。

なお、第2次試験の受験者全員に結果を書面で通知する。

9 採用の方法

最終合格者は、鳥取県警察本部長が作成する採用候補者名簿に成績順に登載され、同名簿に登載された者の中から採用が決定される。したがって、採用候補者名簿に登載された者がすべて採用されるとは限らない。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定の日から原則として1年間とする。

なお、採用は、原則として平成16年4月1日の予定である。

10 受験手続

(1) 受験申込書の交付

受験申込書は、鳥取県人事委員会事務局、県庁本庁舎受付、東部総合事務所東部県税事務所、中部総合事務所県民局、西部総合事務所県民局、日野総合事務所県民局、東京事務所及び大阪事務所並びに警察本部警務部警務課、各警察署、交番及び警察官駐在所において交付する。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、所定の受験申込書1部に必要事項を記入の上、鳥取県人事委員会事務局に提出し、又は郵送すること。

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成15年8月14日(木)から同月29日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)

なお、郵送による申込みは、平成15年8月29日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時まで

11 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、鳥取県人事委員会事務局(〒680-8570 鳥取市東町一丁目271 電話0857-26-7553)に行うこと。ただし、第2次試験及び最終合格者の発表に関する問合せは、鳥取県警察本部警務課(〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話(代表)0857-23-0111)に行うこと。

(2) 受験申込書の請求、受験に関する問合せ等を郵便によって行う場合には、90円切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封すること。

(3) 第1次試験に関する手続は鳥取県人事委員会事務局が実施し、第2次試験及び最終合格者の発表等に関する手続は鳥取県警察本部が実施する。

(4) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので、参照すること。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年7月18日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 件名及び数量

鳥取県警察本庁舎保守管理委託業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部

(4) 履行期間

平成15年12月1日から平成19年3月31日まで

(5) 入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成15年鳥取県告示第76号(物品の売買等に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、役務に係るものを有する者であること。

(3) 平成15年7月18日(金)から同年9月5日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 過去2年間に、国又は地方公共団体が発注した延べ面積が5,000平方メートル以上の建物の保守管理業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

(5) 本件業務の履行期間中、技術員3名による現場常駐体制を組むことが可能であり、かつ、そのうちの2名については、アの基準を満たす者1名及びイの基準を満たす者1名とし、それぞれ専任で配置できること。

ア 電気工事士法(昭和35年法律第139号)第4条第1項に規定する第一種電気工事士免状又は第二種電気工事士免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

イ 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第29条第1項に規定する第一種冷凍機械責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状又は第三種冷凍機械責任者免状の交付を受けており、かつ、当該免状に係る業務について5年以上の実務経験を有すること。

(6) (5)の技術員のうち1名以上については、消防法(昭和23年法律第186号)第13条の2第1項に規定する甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 契約条項を示す場所及び問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目220

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎整備室

電話 0857-23-0111(内線2256)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成15年7月18日(金)から同年8月6日(水)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後4時までの間交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成15年7月25日(金)午後1時30分

鳥取県警察本部警務部会計課庁舎整備室(鳥取県庁議会棟1階)

(4) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)に限るものとし、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成15年9月5日(金)午後1時30分(郵便による入札書の受領期限は、同月4日(木)午後5時)

鳥取県庁第1会議室（本庁舎地階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成15年8月6日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

免除

7 その他

- (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻
日本語、日本国通貨及び日本標準時
- (2) 入札の無効
2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 落札者の決定方法
この公告に示した役務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。
- (5) 手続における交渉の有無
無
- (6) その他
詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required
Maintenance and upkeep of Tottori Prefectural Police Headquarters (1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi), 1 Set
- (2) August 6, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation
- (3) September 5, 2003 1 : 30 PM : Time - limit for submission of tenders
September 4, 2003 5 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail
- (4) Contact point for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters 680 - 8520 Japan TEL : 0857 - 23 - 0111 (Extension telephone 2256)